

## 第 577 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 10 月 6 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 5 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

|    |        |    |       |   |      |    |       |
|----|--------|----|-------|---|------|----|-------|
| 1  | 稲村 耕一  |    |       | 3 | 鈴木 昇 | 4  | 山崎 正秀 |
| 5  | 佐久間 容  | 6  | 平野 弁一 | 7 | 大後 護 | 8  | 渡邊 和巳 |
| 9  | 茂木 比呂志 | 10 | 森田 泰彰 |   |      | 12 | 鈴木 伸江 |
| 13 | 小柴 賢次郎 | 14 | 白井 和子 |   |      |    |       |

4 欠席委員（2 人）

|   |       |    |       |  |  |  |  |
|---|-------|----|-------|--|--|--|--|
| 2 | 澤邊 治之 | 11 | 川口 寛市 |  |  |  |  |
|   |       |    |       |  |  |  |  |

5 事務局職員（3 人）

|          |         |          |  |
|----------|---------|----------|--|
| 局長 茂木 雅宏 | 係長 赤井 聖 | 書記 樋口 悠亮 |  |
|          |         |          |  |

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 公売による買受適格証明願について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 577 回 富津市定例農業委員会

| 発言者  | 発言内容  |
|------|---|
|      | 開会 午後 1 時 30 分  |
| 局長   | 皆様こんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ第 577 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。  |
| 局長   | 開会に先立ちまして、稲村委員からお話しがあります。   |
| 稲村委員 | ——病気療養に関する御礼——  |
| 局長   | —市内の新型コロナウイルス感染症の状況・PCR 検査について—   |
| 局長   | <p>本日の出席状況でございますが、</p> <p>2 番澤邊委員、11 番川口委員が欠席となっております、14 名中 12 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> |
| 局長   | <p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>   |
| 議長   | (議長挨拶)  |
| 議長   | (開会)<br>ただ今から、第 577 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。  |

|          |   |
|----------|---|
| 議長       | <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>7 番 大後護委員、8 番 渡邊和巳委員を指名いたします</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>   |
| 議長       | <p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>  |
| 議長       | <p>議案第 1 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 3 番 鈴木昇委員お願いします。</p>  |
| 鈴木昇委員    | <p>議案第 1 号 1 番について申請地を 10 月 5 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より南の方向約 400m に位置する川沿いの農地です。</p> <p>権利者は農業経営の拡大を考えており、売買による所有権移転をすることでそれぞれの義務者と話がまとまったことから、申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長       | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>  |
| 事務局 (樋口) | <p>ただいまの鈴木昇委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者はそれぞれ離農を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>議長</p>      | <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は3,643㎡、権利者の耕作面積は、8,825㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>つづきまして、議案第1号2番ですが、本日担当委員の川口委員が欠席でございますので、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| <p>事務局(樋口)</p> | <p>議案第1号2番について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>竹岡インターチェンジより西の方向約500mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、贈与による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、菜花の栽培を行う予定です。</p> <p>また、申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は2,232㎡、権利者の耕作面積は、6,418㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>議長</p>     | <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。<br/>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。<br/>ご質疑ございますか。<br/>(なし声)<br/>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>  |
| <p>議長</p>     | <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。<br/>(挙手全員)<br/>挙手全員であります。<br/>よって議案第1号2番は承認されました。</p>   |
| <p>議長</p>     | <p><b>【議案第2号】</b><br/>次に、議案第2号「公売による買受適格証明願について」を議題といたします。</p>  |
| <p>議長</p>     | <p>議案第2号につきまして、担当委員の現地調査及び説明を12番鈴木伸江委員お願いします。</p>   |
| <p>鈴木伸江委員</p> | <p>議案第2号1番について申請地を9月30日に確認しましたので、説明いたします。<br/>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。<br/>吉野小学校から北東の方向約1.1kmにある農地です。<br/>権利者は経営規模拡大のため、富津市役所 納税課の公売参加により農地の取得を考えております。<br/>営農計画としましては、水稻栽培を行う計画であります。<br/>以上です。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| 事務局（樋口） | <p>ただ今の鈴木伸江委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、富津市役所納税課が公売に付した農地に、権利者が参加申込をしようとするものであります。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農用地であり、面積は2,985㎡です。また、権利者の経営面積は8,014㎡であり、農用地区域内の農用地を取得する場合の下限面積は5,000㎡のため、基準を満たしております。</p> <p>機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>  |
| 議長      | <p>議案第2号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>  |
| 議長      | <p>議案第3号1番につきまして、担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p> <p>議案第3号1番について申請地を10月1日に確認しましたので、説明いたします。</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>事務局(樋口)</p> | <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫駅より南の方向約 600mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、以前から専用住宅の購入を考えており、所有する申請地が未利用地となっていたため、専用住宅用地として所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p> <p>続いて、事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は農地法第4条の許可申請でありまして、先ほど平野委員から所有権移転を伴うとの説明がありましたが、所有権の移転はありません。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は、現状のまま使用し、埋め立て等はありません。</p> <p>また、上水は水道管から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、U字溝に放流します。雨水については自然排水としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっております。添付書類から確認済みです。</p> <p>また、議案第3号1番は、土地の共有者2名による連名での申請となっておりますが、住宅建設後の本件土地に居住するのは申請者の内の1名で、もう1名については現在居住している隣接した住宅に継続して住み続けるとのことでした。</p> <p>このため、申請者は転用事業計画者である、本件土地に居住する1名による単独申請の形をとり、本件土地に居住を移さないもう1名の土地共有者は本申請についての同意書を添付する、というのが正式なものとなります。</p> |
|----------------|---|

|                |   |
|----------------|---|
| <p>議長</p>      | <p>本案件については、議案の送付後当該事実が判明したため、議案の修正が間に合いませんでした。大変申し訳ありません。</p> <p>申請形式の変更方法については、申請書を単独申請の形に差し替え、共有者の同意書を県の審査会までに提出してもらい、という事で県の担当者と協議済みであり、申請者にもその旨を連絡し、了承を得ています。</p> <p>形式以外の部分について申請内容に変更はありません。</p> <p>住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。<br/>ご質疑ございますか。</p> |
| <p>山崎委員</p>    | <p>申請地の地形図を見ると建物らしきものが建っているように見えますが、この場合は既に農地ではないと思いますがいかがでしょうか。</p>  |
| <p>事務局(赤井)</p> | <p>別添資料の地図について、申請地を四角で囲っている部分ですが、実際には建物の部分が入っていないのですが、事務局の作図に関する技術上の問題で農地のみを囲うことができなかったものでありまして、申請地には建物はありません。</p>  |
| <p>山崎委員</p>    | <p>わかりました。</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>ほかにご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>  |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号は承認されました。</p>  |
| 議長      | <p><b>【議案第4号】</b></p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>   |
| 議長      | <p>議案第4号1番は、担当委員が2番澤邊委員となっておりますが、本日欠席でございますので、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局(樋口) | <p>議案第4号1番について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>佐貫町駅より北東の方向約400mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、以前から実家付近での専用住宅の購入を考えており、インターネットのポータルサイトを利用して物件を探していたところ、権利者がよく知り、駅や学校等も近く立地の良い本件土地を発見し、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>また、農地区分に関しては、申請地からおおむね500メートル以内に鉄道駅の基準点があることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、上水は水道管から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、U字溝に放流します。雨水については自然排水としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入資金での支払となっております、添付書類から確認済みです。</p> <p>住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>   |
| 議長      | <p>議案第4号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第4号1番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>つづきまして、議案第4号2番ですが、担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p>   |
| 議長      | <p>議案第4号2番について申請地を10月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫中学校より南東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、安定した事業収入および温暖化対策として太陽光発電施設の設置を考えていたところ、申請地は陽当たりが良く、太陽光発電施設に適しており、また、義務者に今後の耕作の意思もなかったため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>住宅が点在する地域にある農地であり、周辺農地には影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局(樋口) | <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> |
| 議長   | <p>議案第4号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第4号2番は承認されました。</p>  |
| 議長   | <p>つづきまして、議案第4号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を9番茂木委員お願いします。</p>   |
| 茂木委員 | <p>議案第4号3番について申請地を9月29日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市民の森管理棟より南西の方向約850mに位置する農地であります。</p>  |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>議長</p>      | <p>権利者は議案第4号2番の申請者と同じであり、安定した事業収入および温暖化対策として太陽光発電施設の設置を考えていたところ、陽当たりが良く、太陽光発電施設に適しており、また、他に利用できる土地が見つからなかったため、本件土地の賃借権の設定を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局(樋口)</p> | <p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p>      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>  |
| <p>議長</p>      | <p>議案第4号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第4号3番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第4号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を10番森田委員お願いします。</p>  |
| 森田委員    | <p>議案第4号4番について申請地を10月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津小学校より南東の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は現在耕作をしておらず、後継者も不在のため、申請地の維持管理に苦慮していたところ、太陽光発電施設用地を探していた権利者から借用の話があり、陽当たりが良く、太陽光発電施設に適しているため、賃借権の設定を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>         |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| 事務局(樋口) | <p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>  |
| 議長      | <p>議案第4号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第4号4番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>つづきまして、議案第4号5番につきまして、担当委員は川口委員ですが、先ほどお話ししましたとおり欠席でございますので、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局(樋口) | <p>議案第4号5番について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>竹岡駅より北東の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は現在耕作をしておらず、今後も耕作予定もなく申請地の維持管理に苦慮していたところ、譲受人から太陽光発電施設用地として活用することで合意し、日照量、風強度等を総合的に勘案し、地上権設定を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>また、農地区分に関しては、申請地からおおむね300m以内に鉄道駅の基準点があることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。</p> <p>雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>   |
| 山崎委員    | <p>議案第4号4番と5番の賃借権と地上権の違いはなんですか。</p>   |
| 事務局(赤井) | <p>農地について、権利を設定する場合農地法第3条又は第5条の許可を受ける必要があります。</p> <p>その規定の中で定められている権利としまして、賃借権と地上権は別の権利として定められておりまして、このため本議案に記載する内容についても申請書に基づき、賃借権と地上権については、別々の表記となっております。</p> <p>具体的な内容については、農地法ではなく、民法に関するものとなりますが、賃料を支払い、土地を使用するのが賃借権ですが、地上権については、土地の上に何かを造ったりすることができるなど賃借権よりも強い権利を持っているものです。</p> <p>本日、詳細な資料をお持ちしていないので、後程お調べして回答したいと思います。</p> |
| 山崎委員    | <p>良くわからなかったので、後で教えてください。</p>   |
| 議長      | <p>それでは、本件の質問については次回の総会で報告するようお願いいたします。</p> <p>それでは質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>議案第4号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。<br/> (挙手全員)<br/> 挙手全員であります。<br/> よって議案第4号5番は承認されました。</p> <p><b>【専決処分報告について】</b><br/> 次に「専決処分報告について」、事務局長よりお願いします。</p>  |
| 事務局長    | <p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、<br/> 1番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、257㎡です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長      | <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p>  |
| 議長      | <p><b>【届出受理の報告について】</b><br/> 次に「届出受理の報告について」、事務局よりお願いします。</p>  |
| 事務局(赤井) | <p>それでは届出受理の報告について説明いたします。</p> <p>本件の届け出は、農地法施行規則第29条第1項の届出ですが、昨年の台風15号で被災した農機具倉庫の復旧のための届け出であります。</p> <p>農地を転用する場合には、ご存じのとおり、農地法第4条又は第5条の許可申請が必要ですが、一定の基準に該当する場合は申請ではなく、届け出で足りるとしてあります。</p>                |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>その基準が農地法施行規則第 29 条第 1 項となりますが、2 アールを超えない範囲で、農業用の施設について、本人が耕作に供する施設のため転用する場合は、許可が不要とされています。</p> <p>このため、本件につきまして届出書を確認しましたところ、要件を全て満たしておりましたので、受理いたしました。</p> <p>また、本件につきまして、本来であれば、着工前に届出が必要ですが、台風 15 号の応急復旧のためということで、届け出前に着手しておりました。</p> <p>このことについて、君津農業事務所に被災施設の応急復旧のためであれば、事前着手は問題ないということは確認しております。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の届出受理の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> |
| 鈴木伸江委員  | <p>ーフードバンク事業に関する余剰食糧の提供に関する協力をお願いー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、短い賞味期限のものを除く。</li> <li>・今年度は米も募集している。古米等があれば協力をお願いする。</li> </ul>   |
| 議長      | 事務局何かありますか。  |
| 事務局(樋口) | <p>1 第 576 回定例農業委員会総会で鈴木昇委員から質問があった件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地までの道が狭く、トラック等が入っていくことができないのではないかという質問について、改めて申請者の代理人に確認したところ、転用後に使用予定のトラックを現地まで進入できるか試しており、問題なく通行できたことを確認した。</li> </ul>  |

|         |   |
|---------|---|
| 事務局（赤井） | <p>2 農地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明日（10月7日）から農地パトロールが始まる。</li> <li>・実施日近くになったら、集合場所等について事前に連絡、調整する。</li> <li>・新規就農者の耕作地を回る予定。</li> </ul> |
| 議長      | <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第577回の定例農業委員会を終了します。</p> <p>なお、次回農業委員会総会は11月5日木曜日 場所は401会議室<br/>で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時10分</p>             |